

香川県条例第29号

香川県動物の愛護及び管理に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 (香川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 香川県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料) 第24条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>法第28条第1項又は動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号)附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の法第28条第1項の変更の許可を受けようとする者</u> (6)～(9) 略	(手数料) 第24条 次に掲げる者は、香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 法第28条第1項の変更の許可を受けようとする者 (6)～(9) 略

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略 別表第1(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市</th> <th style="text-align: center;">町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～15 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市	町	1～15 略				16	略	略		(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。 別表第1(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市</th> <th style="text-align: center;">町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～15 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成</td> <td>高松市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市	町	1～15 略				16	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成	高松市	
事	務	市	町																						
1～15 略																									
16	略	略																							
事	務	市	町																						
1～15 略																									
16	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成	高松市																							

<p>(1)～(20) 略 (21) 省令第13条第11号の規定による通知の受理 (22)～(25) 略</p>		<p>18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(20) 略 (21) 省令第13条第10号の規定による通知の受理 (22)～(25) 略</p>	
<p>16の2 <u>動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「旧法」という。）の規定による次の事務</u> (1) <u>旧法第28条第1項の規定による変更の許可</u> (2) <u>旧法第28条第3項の規定による届出の受理</u> (3) <u>旧法第29条の規定による許可の取消し</u> (4) <u>旧法第32条の規定による措置命令</u> (5) <u>旧法第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</u></p>	<p>高松市</p>		
<p>17～55 略</p>		<p>17～55 略</p>	
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中香川県事務処理の特例に関する条例別表第1の16の項の次に16の2の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。